

国公立大学事務局御中

公益財団法人 日本教育公務員弘済会
理事長 諏訪部 善則

平成 30 年度日教弘本部奨励金の公募について（ご案内）

向暑の頃、貴校ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当会は、設立から 65 年間にわたり公益事業を主たる事業とし教育の振興と教職員の福祉向上を推進してまいりました。

標記奨励金は、教育文化の発展に重要でありながら資金が不十分とされている分野について特色のある研究・活動に対し助成を行っています。

つきましては、下記事項ご覧のうえ、貴校関係者様への周知にご協力をお願い申し上げます。多くの方のご応募をお待ちしています。

記

1. 主催 公益財団法人日本教育公務員弘済会

2. 後援 文部科学省

3. 資格要件

(1) 趣旨

学術、芸術、福祉、国際交流、環境保護等の各分野において、教育機関及び非営利団体が次年度（平成 30 年度）に行う教育の向上発展に寄与する全国規模の有益な研究・活動等を対象とします。

(2) 教育機関（学校を含む）、非営利団体、個人、グループ

① 応募者が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とします。ただし、個人で申請を行った場合についても、所属組織が助成金の管理を行うことが出来る方とします。

② 非営利団体及びその他の団体は、下記の条件を満たす団体のみ募集対象とします。

ア 申請団体が主催し、企画、運営、実施を行う事業であること。

イ 事業所及び研究・活動等の実施場所が日本国内であること。

ウ 事業総額が 50 万円以上であること。ただし、事業総額の 10%以上は自己資金（団体負担金、参加費など）が入っていること。

エ 1 年以上の活動実績があり、法人格を有する団体は履歴事項全部証明書、任意団体は所属機関等が発行する証明書の提出が可能な団体であること。（発行不可能な場合は「団体の会則」及び「役員名簿」でも可とします。）

- ③ 個人申請・組織申請に関わらず、一定期間日教弘本部奨励金の助成を受けていないこととします。(一度助成を受けている場合は、研究完了年度の翌々年度以降から応募することが可能です)
- ④ 日教弘本部奨励金と日教弘支部奨励金に重複申請はできません。
- ⑤ 原則として、平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日)1年間で完了する研究・活動等とします。

(3) 募集期間 平成29年6月1日(木)～平成29年9月30日(土)

(4) 助成の内容

1件あたり100万円以内とします。

ただし、以下に記載した費用は対象外とします。

- ① 応募する研究者本人及び共同者、または所属組織内部に環流する人件費・謝金。
※ 上記以外に支払う、研究・活動に必要な講師等に対する「謝金」及びデータ入力・翻訳作業等に係る「役務費」は合計で申請額の60%以内とします。
- ② 汎用性のある機器(例:パソコン、OAソフト<Word, Excel等>、コピー機、タブレット端末)等の購入費
- ③ 組織等の一般管理費(例:公共料金の支払い)等
- ④ 懇親会等の飲食費
- ⑤ 海外旅費(ただし、国内旅費は申請額の30%までとします)
- ⑥ 所属大学等に支払う申請額の20%をこえたオーバーヘッド(間接経費)
- ⑦ その他研究に直接関係がない講習会費、物品等

※ 申請額から減額して助成を行う場合、助成金額に応じて費目の調整を行うことがあります。

※ 助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類(申請書や助成後に提出する成果報告書等)に不備・不正等があった場合は、返金して頂くことがあります。

(5) 応募方法

詳しくは、公益財団法人日本教育公務員弘済会ホームページをご覧ください。

(<http://www.nikkyoko.or.jp/>)

【問い合わせ先】

公益財団法人 日本教育公務員弘済会

日教弘本部奨励金事業係 深見・大口

TEL: 03-3354-4001 FAX: 03-3354-4068

E-MAIL: ko-eki@nikkyoko.or.jp

URL: <http://www.nikkyoko.or.jp/>